

指 示

平成 23 年 5 月 4 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 27 日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成 23 年 4 月 20 日付け指示、平成 23 年 4 月 25 日付け指示及び平成 23 年 5 月 1 日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 貴県において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。
2. 貴県において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域を除く。）、会津若松市、喜多方市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、天栄村、玉川村、平田村、北塩原村、湯川村、昭和村又は檜枝岐村において産出されたものを除く。

3. 貴県において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。

4. 貴県において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村又は平田村において産出されたものを除く。

指 示

平成23年4月27日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月23日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年4月21日付け指示及び平成23年4月25日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

1. 貴県において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 貴県において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村又は檜枝岐村において産出されたものを除く。
3. 貴県において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。

4. 貴県において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。